

東海アクシス看護専門学校

STOP温暖化アクションプラン

～第2期中東遠看護専門学校組合

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～



令和7年（2025年）3月

目次

第1章 計画策定の背景と意義	1
第1節 地球温暖化の状況.....	1
第2節 国際的な動向と取組.....	3
第3節 国や県が自ら排出する温室効果ガス排出量削減に対する取組.....	4
(1) 国の取組.....	4
(2) 県の取組.....	4
(3) 管理市である袋井市の取組.....	5
第2章 計画の基本的事項	6
第1節 計画の目的.....	6
第2節 計画の位置づけ.....	7
第3節 これまでの取組経緯.....	8
第4節 計画の期間.....	9
第5節 計画の範囲.....	9
第6節 計画の対象.....	10
第7節 温室効果ガスの算定方法.....	10
第3章 温室効果ガス排出量の推移	11
第1節 温室効果ガス排出量の推移.....	11
第2節 第1期実行計画の目標達成状況.....	12
第4章 第2期実行計画の計画期間	13
第5章 第2期実行計画における削減目標	13
第6章 目標達成に向けた取組	14
第1節 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備への更新による削減.....	14
(1) 校舎等への太陽光発電設備の導入.....	14
(2) 公用車の電動車化.....	14
(3) 省エネルギー機器への切替え.....	14
(4) 環境負荷が低いエネルギーへの切替え.....	14
第2節 業務において職員が実施する取組や行動.....	16
(1) 電気使用量の削減.....	16
(2) 燃料使用量の削減.....	16

(3) ごみの減量、不用品の再利用、リサイクル	16
(4) 用紙類の節約	16
(5) 水道使用量の削減	16
(6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進	17
第3節 庁舎・施設管理等での取組.....	17
(1) 庁舎等の保守・管理に関する取組	17
(2) 庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組	17
第7章 計画の進捗管理.....	18
第1節 推進体制.....	18
第2節 成果や進捗状況の共有.....	18
第3節 計画の進捗管理.....	18

第1章 計画策定の背景と意義

第1節 地球温暖化の状況

地球は、太陽からのエネルギーで常に暖められていますが、暖められた地球からも熱エネルギーが放射されます。大気に含まれる温室効果ガスは、この放射熱を吸収し再び地球に戻しています。

このバランスが崩れることを地球温暖化と呼んでいます。

平成26年(2014年)に公開された気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change) (以下「IPCC」という。)第5次評価報告書では、人間活動の影響で地球が温暖化していることについては、「疑う余地がない」と結論されました。第6次評価報告書では、図1に示したように、人為的影響の度合いをコンピュータシミュレーションによって評価しています。

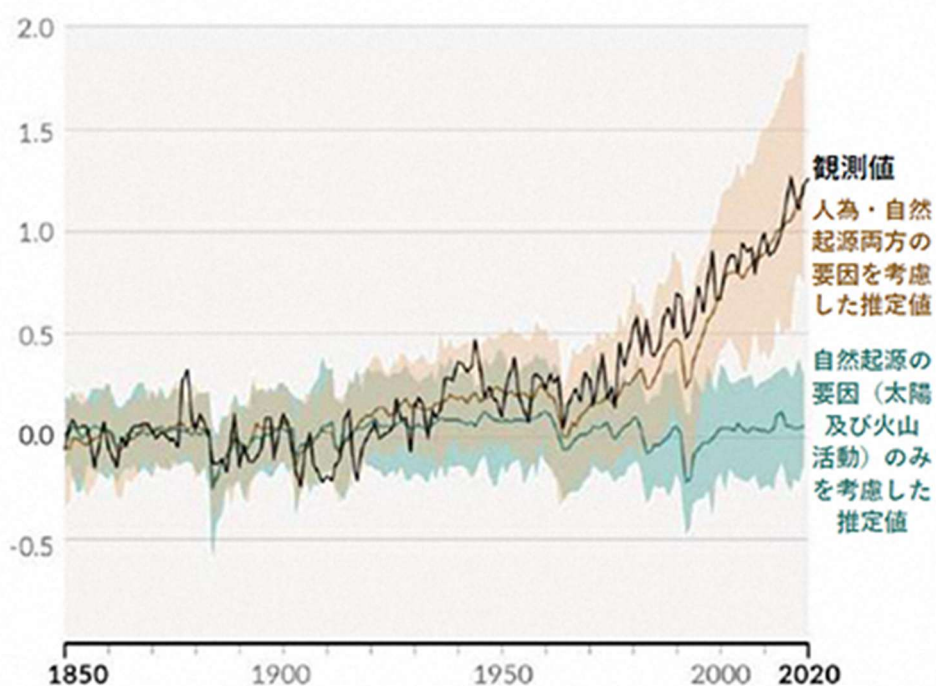


図1 地球温暖化に対する人間の活動の影響

このまま化石エネルギーに頼る社会が継続された場合、21世紀末の世界平均気温変化はRCPシナリオ(「RCP: Representative Concentration Pathways」)によれば最大で5.7°C上昇すると予想されています。

たとえば、産業革命前に50年に一度と言われていた極端な高温は、世界平均気温が既に1°C温暖化した現在では4.8倍に頻度が増えており、1.5°C温暖化した場合に8.6倍、2°C温暖化した場合には13.9倍の頻度で生じると評価されました。

現在は、産業革命前からの世界平均気温の上昇を1.5°Cに抑えることを目指す「1.5°C目標」実現のために各国が取組を進めていますが、これは、図2に示した世界平均気温の変化予測SSP(1-1.9)に相当し、最も厳しく積極的な取組が要求されています。

これを実現するためには、これまでよりも更に踏み込んだ再生可能エネルギーへの転換や、徹底した省エネ、ごみの削減やリサイクルが必要です。

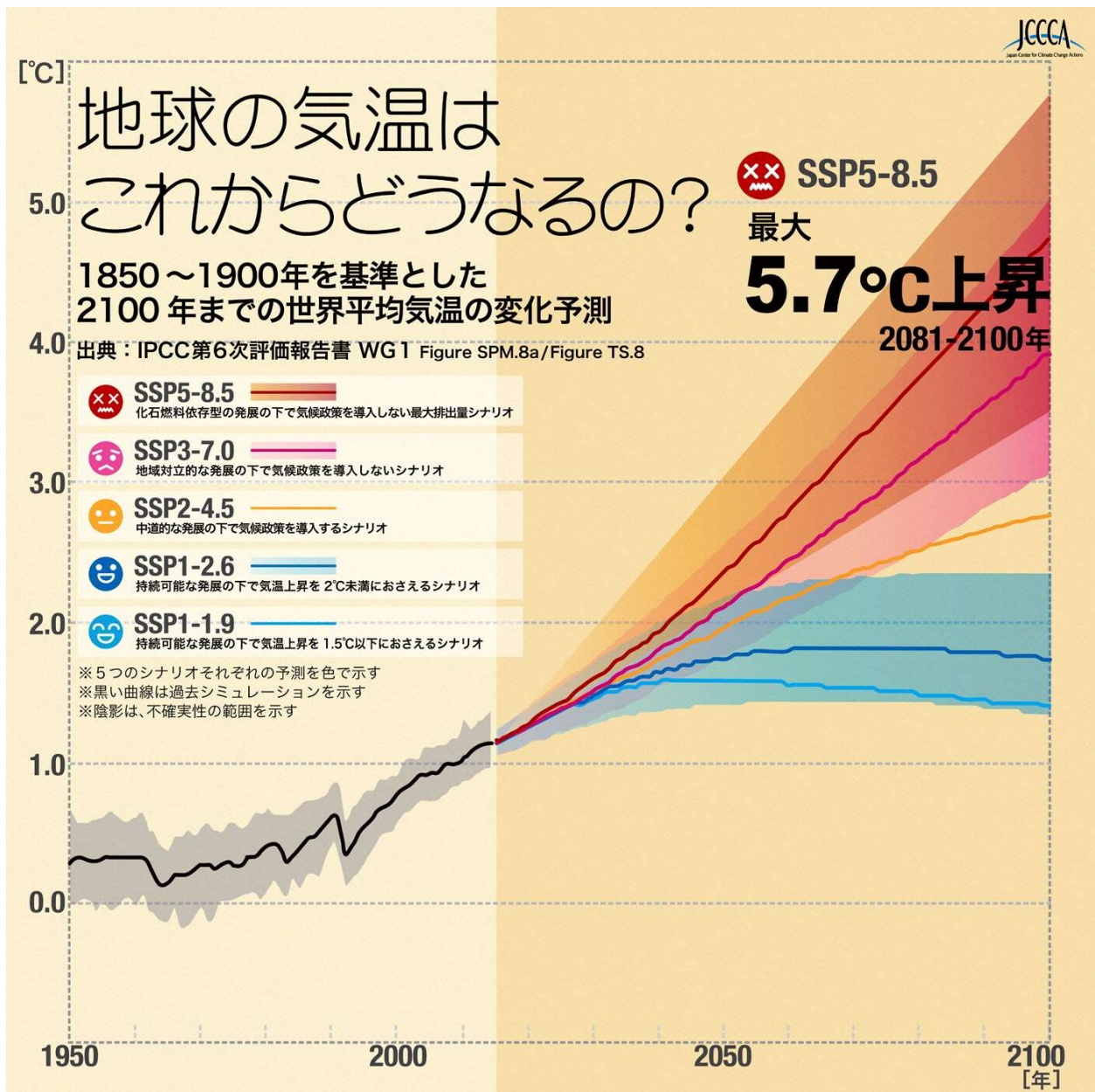


図2 世界平均気温の変化予測（観測と予測）

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイト

第2節 国際的な動向と取組

国際連合は、環境問題に取り組むため、平成4年（1992年）に「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット）を開催し、「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択しました。

この条約に基づき、平成9年（1997年）に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において「京都議定書」が採択されました。京都議定書の中で日本は、第一約束期間（平成20年（2008年）～平成24年（2012年））の5年間に、温室効果ガス排出量を平成2年（1990年）比で6%削減するという目標を設定しました。

その後、政府が「京都議定書目標達成計画」に基づく取組を推進した結果、第一約束期間の温室効果ガス排出量は基準年比8.7%減となり、日本は京都議定書の目標である基準年比6%減を達成しました。

京都議定書の第一約束期間終了後（平成25年（2013年）以降）は、ポスト京都議定書と言われる新たな国際的な枠組みの合意に至ることが最も大きな目標とされました。

平成21年（2009年）に気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）でコペンハーゲン合意が、平成22年（2010年）に気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）でカンクン合意が採択されました。コペンハーゲン合意では、IPCC報告書等に基づき、産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑えるため、地球全体の排出量の大幅削減の必要性に合意しました。この合意の中で、先進国は削減目標、途上国は削減行動を条約事務局に提出すること等に合意しました。

カンクン合意では、コペンハーゲン合意に基づき、各国の削減策についての報告と検証のルール化等で合意したものの、ポスト京都議定書の新たな枠組みについては合意されませんでした。

その後、平成23年（2011年）の気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）でのダーバン合意に基づき、全ての国が参加する新たな枠組みの構築に向けた作業部会が設置され、平成27年（2015年）には気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択されました。この協定では、以下に取り組むこととなりました。

- 主要排出国を含む全ての国が、地球の気温上昇を、産業革命前に比べて2℃より十分に低く抑えるという長期目標を掲げること。
- さらに1.5℃以内というより厳しい水準に向かって努力すること。
- 世界全体の温室効果ガス排出量をできる限り早く減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう取り組むこと。

最新の動向としては、令和4年（2022年）に気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）が開催され、気候変動の被害者に対する「損失と損害」基金創設が合意されました。これは、温暖化の影響を受けている途上国の強い要求を受けて議論されたものです。我が国としては、海外諸国と連携し、未だ化石燃料に依存する現状からの脱却や、地球温暖化問題により一層のスピード感をもって取り組んでいくことが求められます。

第3節 国や県が自ら排出する温室効果ガス排出量削減に対する取組

(1) 国の取組

国では、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等に取り組む計画」（以下「政府実行計画」という。）を策定し、様々な取組が行われています（概要は表1のとおり）。

表1 政府実行計画における目標や取組内容

目標と方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し。 ■ 目標達成に向け、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再生電力調達等について率先実行。 	
主な取組内容	太陽光発電	設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の 約50%以上に太陽光発電設備を設置 することを目指す。
	新築建築物	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均でZEB Ready相当 となることを目指す。
	公用車	代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030年度までに全て電動車 とする。
	LED照明	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 100% とする。
	再生電力調達	2030年までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力 とする。
	廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミー への移行を総合的に推進する。

(2) 県の取組

県では、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等に取り組む計画として、「静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン」（以下「県計画」という。）を策定し、表2のような様々な取組が行われています。

表2 静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン

目標	2030年度に2013年度比で 55%削減	
方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 徹底した省エネ化、再生可能エネルギーの導入 ② 職員の率先行動の推進 ③ 環境に配慮した事業の推進（地球にやさしい取組の実施） 	
主な取組内容	方針1	施設整備・改修におけるZEB化等の推進
		施設管理・運用における省エネ化の推進
		再生可能エネルギーの率先導入
		公用車の電動車化の推進
	方針2	DX導入等による効率的な業務の推進など
方針3	吸収源対策の実施など	

(3) 管理市である袋井市の取組

① 環境基本計画

袋井市では、袋井市まちを美しくする条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期袋井市環境基本計画（令和元年（2019年）～令和10年（2028年））」を策定しました。

この計画においては、基本目標の1つの柱として「低炭素社会の推進」を掲げ、「地球温暖化対策の推進」、「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの推進」を個別目標としました。

各個別目標では、市、市民や事業者の取組を分け、以下に示すようにそれぞれが取り組むべきことを決めました。

表3 袋井市環境基本計画における低炭素社会の推進に関する個別目標と取組内容

個別目標	市の取組内容
地球温暖化対策の推進	<p><u>総合的な地球温暖化対策の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市での地球温暖化対策の推進 ・地球温暖化問題の啓発 <p><u>環境負荷の少ない交通の普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車からの二酸化炭素の抑制 ・クリーンエネルギー車の導入促進
省エネルギーの推進	<p><u>省エネルギーの普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器、省エネ住宅の推進 ・省エネルギーの取組の啓発 ・電力の見える化の推進
再生可能エネルギーの推進	<p><u>再生可能エネルギーの普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー機器の推進 ・風力発電設備の研究 ・新たなエネルギーの研究 <p><u>太陽光発電設備の適正化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した太陽光発電設備の設置 ・適正な処分の推進 ・条例、行政指導方針、ガイドライン等の検討

② ゼロカーボンシティ宣言と袋井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

袋井市では、令和4年（2022年）2月1日に、袋井市が望ましい環境像として掲げる「人と自然にやさしい環境を みんなで 創り 育てるまち ふくろい」の実現と、令和32年（2050年）までに二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、市民、事業者の皆様と一丸となって、全力で取り組んでいくことを宣言しました。

また、この宣言を実現するため、まずは、令和12年度（2030年度）までの温室効果ガス排出量削減目標と、市民、事業者、市が一体となって取り組む内容を明らかにする袋井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、令和6年3月に策定しました。

第2章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、中東遠看護専門学校組合（東海アクシス看護専門学校）が実施している事務・事業において排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、「東海アクシス看護専門学校 STOP 温暖化アクションプラン（第2期中東遠看護専門学校組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第2期実行計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第2項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づく地球温暖化対策の本組合の率直的な行動を示すものです。

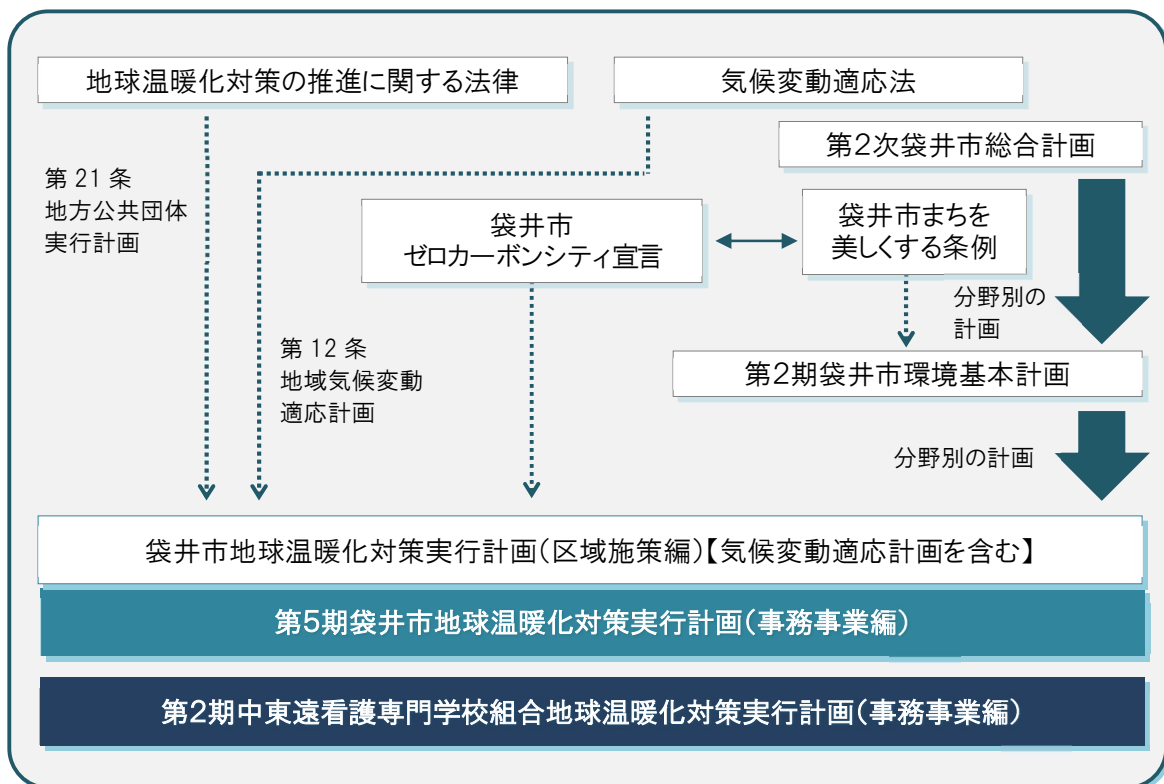


図3 第2期中東遠看護専門学校組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ

第3節 これまでの取組経緯

本組合では、令和2年度（2020年度）から、中東遠看護専門学校組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により、中東遠看護専門学校組合（東海アクシス看護専門学校）の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減及び省エネ・省資源等の取組を推進してきました。

管理市である袋井市及び中東遠看護専門学校組合について、これまでの経緯を、表4-1,4-2に示しました。

表4-1 袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

時 期	取組内容
平成 18 年 3 月 (2006 年)	第 1 期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成 18 年 6 月 (2006 年)	袋井市まちを美しくする条例
平成 21 年 3 月 (2009 年)	第 1 期袋井市環境基本計画策定
平成 21 年 3 月 (2009 年)	袋井市バイオマスタウン構想策定
平成 23 年 3 月 (2011 年)	第 2 期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成 28 年 3 月 (2016 年)	第 3 期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成 31 年 3 月 (2019 年)	第 2 期袋井市環境基本計画策定
平成 31 年 3 月 (2019 年)	第 4 期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
令和 4 年 2 月 (2022 年)	ゼロカーボンシティ宣言
令和 6 年 3 月 (2024 年)	袋井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編編）策定
	第 5 期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定

表4-2 中東遠看護専門学校組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

時 期	取組内容
令和元年 3 月 (2020 年)	第 1 期中東遠看護専門学校組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
令和 7 年 3 月 (2025 年)	第 2 期中東遠看護専門学校組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定

第4節 計画の期間

本計画では、令和7年度（2025年度）から令和13年度（2031年度）の7年間を計画期間とし、基準年度は、国の地球温暖化対策計画と同様、平成25年度（2013年度）とします。

第5節 計画の範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた中東遠看護専門学校組合（東海アクシス看護専門学校）の全ての事務・事業を対象とします。

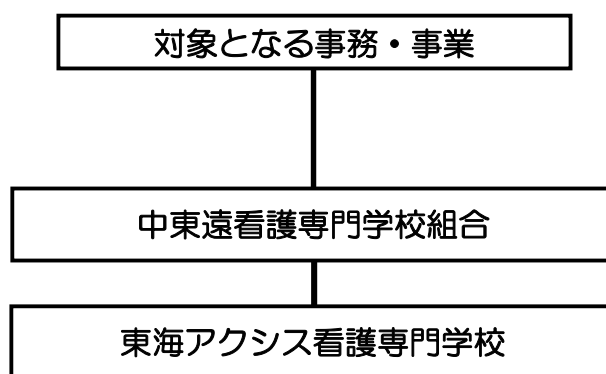


図4 計画の範囲

第6節 計画の対象

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において、表5の7種類を温室効果ガスとして掲げておりますが、本実行計画では、排出量が極めて少なく算定が容易ではないガス種を除き、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類を対象とします。

表5 計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項 定義より）

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン(CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素(CO ₂)と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素(CO ₂)と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素(CO ₂)と比べると重量あたり約140~11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素(CO ₂)と比べると重量あたり約6,500~9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素(CO ₂)と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

第7節 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実務マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室）に基づき、温室効果ガスごとに二酸化炭素換算し算出します。

第3章 温室効果ガス排出量の推移

第1節 温室効果ガス排出量の推移

表6、図5に示したように、令和5年度（2023年度）の温室効果ガス排出量は、基準年度（平成25年度（2013年度））より1.2t-CO₂（2.6%）減少しました。

電力消費量は節電に努めたことなどにより、全体として令和元年度（2019年度）から二酸化炭素（CO₂）排出量は減少に転じました。

また、図6に示したように、温室効果ガス排出量の95.3%を電力消費が起源である二酸化炭素（CO₂）が占め、次いで、ガソリン、都市ガスの順となりました。

表6 温室効果ガス各種及び合計排出量、電力消費量の推移

年度（和暦）	H25	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度（西暦）	2013	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
二酸化炭素	45.6	55.8	57.1	52.2	49.0	47.8	47.0	44.4
メタン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02
一酸化二窒素	0	0	0	0	0	0	0	0.08
ハイドロフルオロカーボン	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.06
合計	45.7	55.9	57.2	52.3	49.1	47.9	47.1	44.5
電力消費量 (千 kWh)	113.4	118.2	121.4	111.3	105.5	103.1	101.2	98.0

※ 小数点第1位以下を四捨五入しているため、温室効果ガス4種の集計値と合計が一致しない場合がある。

温室効果ガス (t-CO₂)

電力消費 (kWh)

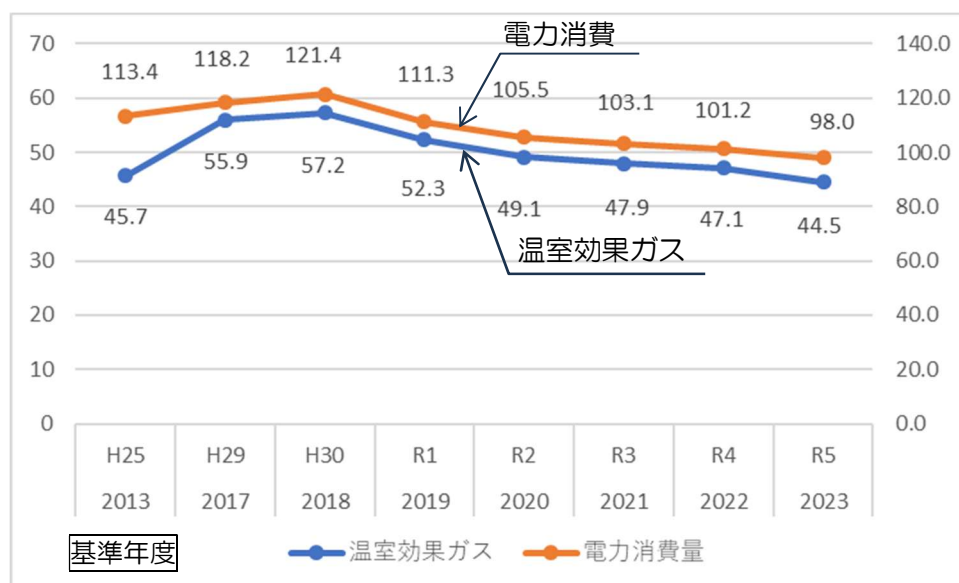


図5 温室効果ガス排出量、電力消費量の推移

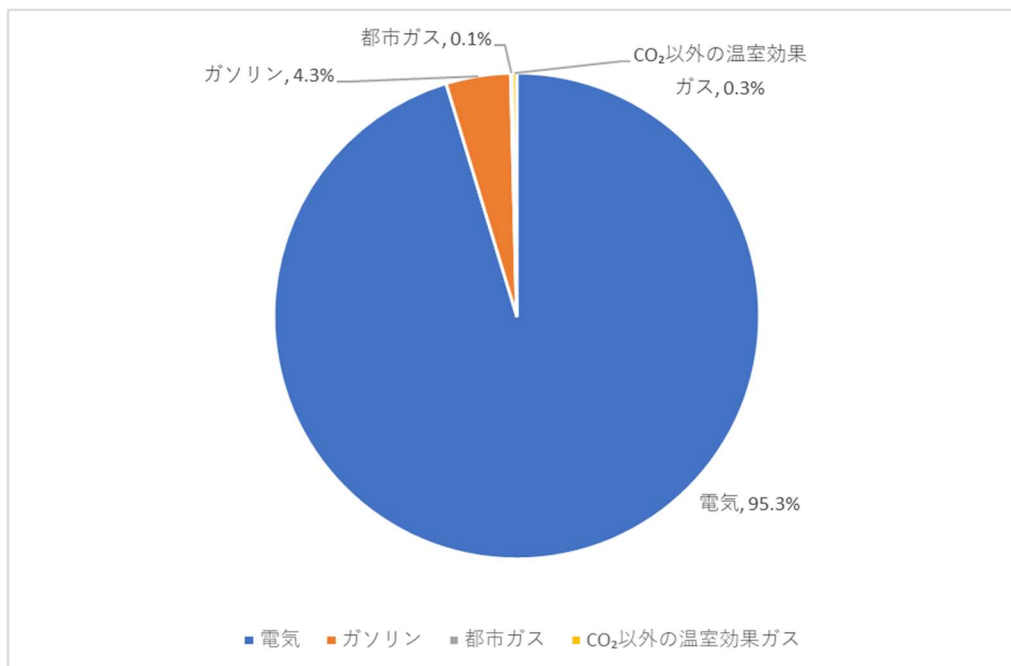


図6 令和5年度（2023年度）における温室効果ガス排出量占める排出源の割合

第2節 第1期実行計画の目標達成状況

第1期実行計画では、基準年度（平成25年度（2013年度））に対して令和6年度（2024年度）の温室効果ガス排出量を2%削減することを目標としました。

令和5年度（2023年度）の温室効果ガス排出量は、**44.5t-CO₂**であったことから、この時点では、第1期実行計画の**目標値を達成**いたしました。

しかしながら、令和6年度（2024年度）の温室効果ガス排出量は、令和5年度（2023年度）よりも増加し、約**46.5t-CO₂**になると推計しています。

この結果、第1期実行計画の**目標は達成困難である**見込みです。

その理由としては、気象庁の発表〔速報〕によると、令和6年（2024年）は全国的に気温の高い状態が続き、統計を開始した明治31年（1898年）以降、最も高い値であり、これに伴って、夏季を中心に、学校では熱中症対策等の観点から、学生の体調管理を最優先に考慮し、エアコンの柔軟な稼働体制を図ったことなどにより、電気使用量が増加したことが主な要因と考えられます。

また、冬季の令和7年（2025年）2月には、10年に1度レベルの強烈な寒波が列島を襲うなど、例年よりも低温の日が長期間続いたことから、夏季と同様にエアコン稼働の影響で、電気使用量が増加したことも要因と考えられます。

最終的に、令和6年度（2024年度）時点での目標達成は困難である見込みですが、これは異常気象下において、安全安心な教育環境を保持するための対策の結果で、特殊要因によるやむを得ないものであり、一方で、前年度の令和5年度（2023年度）では目標値を達成していることから、一定の成果が出ているものと判断しております。

第1期実行計画の 目 標

平成25年度（2013年度）45.7t-CO₂

➡（2%削減）➡ 令和6年度（2024年度）44.7t-CO₂

第4章 第2期実行計画の計画期間

政府実行計画、及び県計画に合わせ、平成25年度（2013年度）を基準年度として、計画期間を令和7年度（2025年度）から令和13年度（2031年度）までの7年間とします。

計画期間

令和7年度（2025年度） ⇒ 令和13年度（2031年度）

なお、科学技術の進展や、経済・社会情勢の変化、環境・エネルギー政策の国内外の動向変化、市役所の方針や施策の見直しなど、その動向に追従する必要性が生じた場合は見直しを行います。

第5章 第2期実行計画における削減目標

国は、令和3年（2021年）に政府実行計画を改定し、令和12年度（2030年度）までの温室効果ガス排出量削減目標を基準年度比46%に引き上げ、更に50%減の高みを目指していることから、第2期実行計画では、令和13年度（2031年度）までに**基準年度比で40%以上削減**することを目指します。

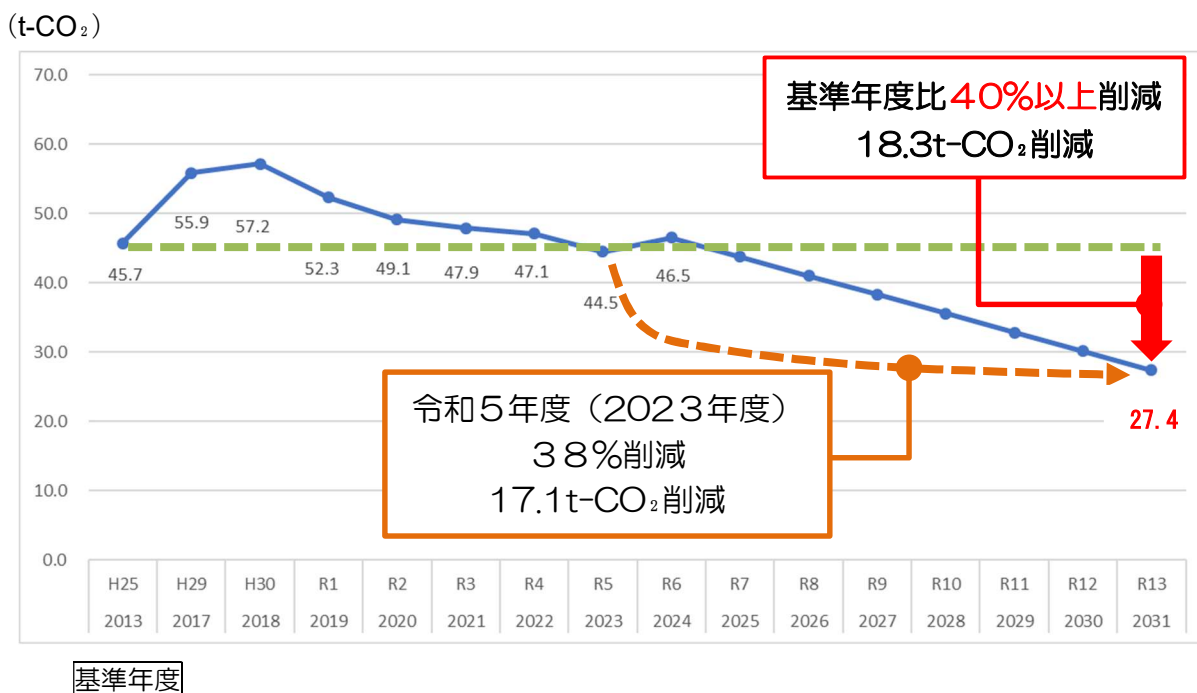


図7 温室効果ガス排出量削減目標と目標までの推移

第6章 目標達成に向けた取組

第1節 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備への更新による削減

「袋井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けた『業務その他部門』における一事業者として、「温室効果ガス排出量を削減するための取組」を掲げ、令和13年度（2031年度）に、基準年度（平成25年度（2013年度））と比べて40%以上削減という目標達成に向けた取組を行います。

具体的には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備への更新などを重点施策として位置付けます。

（1）校舎等への太陽光発電設備の導入

校舎や体育館及び駐輪場・車庫の屋根や屋上において、次期の大規模修繕実施時等にあわせ、太陽光発電設備を設置することを視野に入れ、太陽光発電の設置可否や設置効果が最大となる設備容量の調査を行い、太陽光発電設備の設置を検討します。

（2）公用車の電動車化

本組合では、令和6年度（2024年度）末時点で、4台の公用車（ガソリン車）を保有しているため、次期車両更新時に、電動車（EV（電気自動車）、HV（ハイブリッド車）、PHV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車））への切替えを検討します。

（3）省エネルギー機器への切替え

エネルギー消費量を減らす方法として、既存の設備よりエネルギー消費量の少ない機器への更新と、必要がない時間や場所では機器を使わないことがあります。

これらは省エネ取組の両輪として、連携して実施することが必要です。

機器の更新においては更に、機器に故障や異常が確認されてから行う「事後保全」と、一定の時間が経過したのちに損耗が軽微であっても行う「予防保全」の2つの視点で行う更新方法があります。

機器の耐用年数や、利用状況を基に更新計画を立てて行う時間計画型予防保全の視点からの機器（受変電設備、空調設備）の更新の際には、初期投資だけでなく、設備の使用期間全体でエネルギー消費量や二酸化炭素（CO₂）排出量の少ないことを評価し、エネルギー効率の高いものに切替えることを検討します。

また、代替できないものを除き、学校内の全ての照明をLED照明に切替えるよう整備を進めます。

（4）環境負荷が低いエネルギーへの切替え

すでに示していますとおり、本組合の事務事業によって排出される温室効果ガスのうち、電力の消費による分が95.3%を占めています。

このため、電力消費量の削減と、二酸化炭素（CO₂）排出量の少ない電力への切替えが、本組合の目標達成には非常に重要であることが分かります。

本組合で消費する電力は、可能な限り水力、風力、太陽光等の再生可能エネルギーにより発電した再エネ電力への切替えを検討します。

また、化石燃料で運転する設備を環境負荷が小さいエネルギーを利用したものへ切替えるように検討します。

上記の対策のほか、計画最終年度（令和13年度（2031年度））時点では、再エネ電力への切替えが困難な消費電力については、国、電力事業者から大型火力発電の燃料転換や、大規模再生可能エネルギー発電設備の導入より、供給側（主に旧一般電気事業者）の排出係数（電力1kWh当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量）は、半分程度まで改善される見通しが示されています。

この結果、本組合独自の取組に加え、国レベルでの取り組みにより、令和13年度（2031年度）までに温室効果ガス排出量削減効果の加算が見込まれます。

※ 政府は、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」において、令和12年度（2030年度）の排出係数を0.250kg-CO₂/kWhと示しています。

【令和5年度（2023年度）実績 [中部電力] : 0.433 kg-CO₂/kWh】

第2節 業務において教職員が実施する取組や行動

第2期実行計画においても引き続き、教職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

(1) 電気使用量の削減

- 日中は、場所により間引き照明をする。(廊下、窓側、ロビー、トイレ等)
- 日中、時間外の不必要箇所の消灯を徹底する。
- 省エネタップを利用し、OA機器等の主電源をこまめに切るように努める。
- 階段の率先利用に努め、エレベータの使用を控える。
- 夜間や休日の待機電力を最小化するため、電源を入れておく必要がある機器を除いては、電源を切るように努める。

(2) 燃料使用量の削減

- 公用車を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- 経済走行の実施等、省エネ運転(エコドライブ)を徹底する。
- リモート会議を最大限活用して不要な出張を減らし、燃料消費の削減に努める。
- 近距離への移動については、徒歩の利用に努める。
- 出張は、鉄道、バス等の公共交通機関の積極的な利用に努める。

(3) ごみの減量、不用品の再利用、リサイクル

- 廃棄物の減量化を徹底する。
- 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- 分別回収ボックスを設置し、ごみの分別排出・リサイクルを徹底する。
- 不要となった事務機器、事務用品は、情報共有し他施設での再利用に努める。
- 廃棄を前提としてやむを得ずプラスチック製消耗品を使用する際は、植物由来又は再生可能エネルギーで製造したバイオプラスチック等への切替えを行う。

(4) 用紙類の節約

- 会議、打ち合わせは、資料の共用、電子ファイル化を活用し、ペーパーレス化の徹底を図る。(会議でのタブレットの活用)
- 印刷部数の適正化を図る。
- 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- 複合機等の使用前に、原稿や印刷イメージを確認し、ミスコピーや印刷ミスをなくす。

(5) 水道使用量の削減

- 手洗いや歯みがき等では、水を出したままにしないなど、日常的に節水に努める。
- 配管等の水漏れ点検を定期的に行う。

(6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- 教職員向けに環境保全研修等を行うと共に、実行計画の推進について共通認識を促す。
- 職員の意識レベルを維持するため、目標や実績等についての状況を掲示する等して「見える化」する。
- 効率的なエネルギー管理についての情報提供を行う。
- クールビズ・ウォームビズを推進する。
- 環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を選択する等、グリーン購入を推進する。

第3節 校舎・施設管理等での取組

校舎の設備機器は、運用改善、運転制御や補修・改修工事の際に適切な工夫を行うことで、設備更新よりも大きな効果を得ることも可能です。

校舎の管理を担当する職員は、次の取組を推進します。

(1) 校舎の保守・管理に関する取組

- エアコンの日常点検や空調機器のフィルターの清掃を定期的に行う。
- 照明器具のLEDへの更新や、定期的な保守点検を行う。
- 校舎の冷暖房は、各室の利用状況や外気温、室内温度等に応じて適切に運転管理を行う。

(2) 校舎の設備・機器の運用改善に関する取組

- 受変電設備のコンデンサーのこまめな投入及び遮断により力率の改善を図る。
- 給排水ポンプの流量・圧力の適正化を図る。
- 老朽化が進んだ給排水設備は、節水・省エネに優れた機器への更新を進める。
- 設備の稼働が不要な時期・時間には、こまめに運転を停止する。

第7章 計画の進捗管理

第1節 推進体制

第2期実行計画を推進するため、施策の検討、取組の積極的な実践、エネルギー使用量の実情把握など、本計画に示した取組内容を着実に推進します。

また、教職員一人ひとりが必要な知識・情報の定着、環境意識を持ちゼロカーボンシティの実現に向け行動します。

第2節 成果や進捗状況の共有

事務局（総務課）を中心に、成果を毎年度見える化し、共有するとともに、その結果から取組の指導・改善を行います。

また、より一層の温室効果ガス排出量削減を図るため、事務・事業での温暖化対策に活用できる新たなシステム・技術・製品などの情報収集に努め、共有化を図ります。

第3節 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルにより、年度ごとに、エネルギー消費量等の実績を集計し、前年比較や分析・評価を行うとともに、省エネルギー設備の整備進捗状況等を取りまとめ、令和13年度（2031年度）に向けた見通しなどを整理し、次年度以降の継続的な改善につなげます。

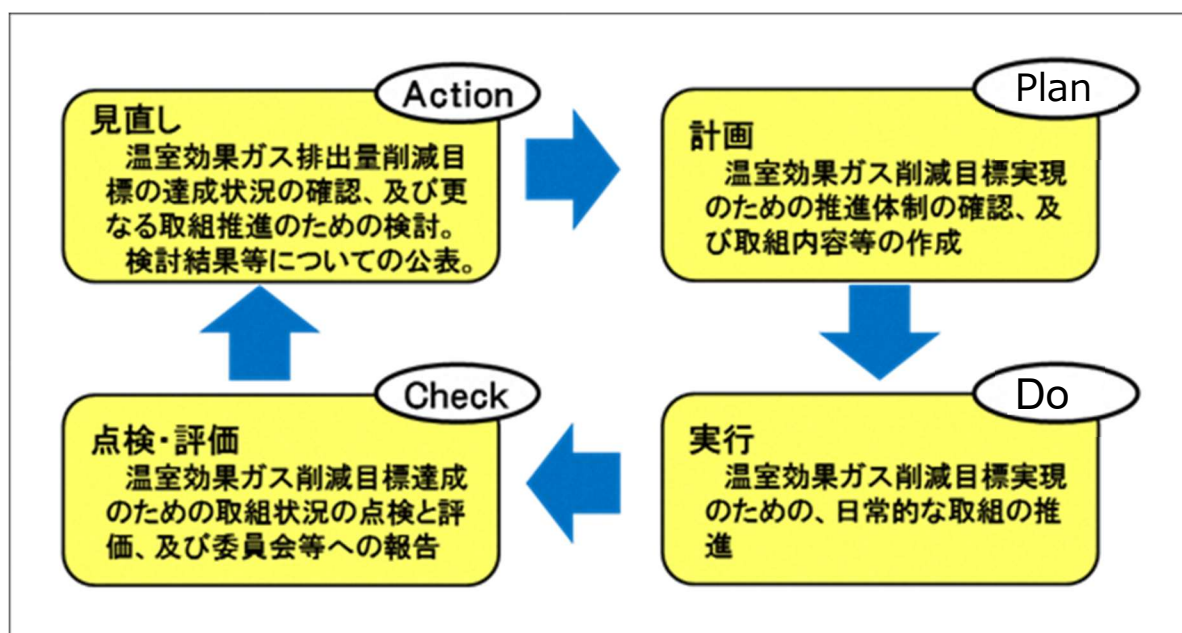


図8 進捗管理のイメージ

東海アクシス看護専門学校 STOP 温暖化アクションプラン

第2期中東遠看護専門学校組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和7年（2025年）3月

中東遠看護専門学校組合 事務局
（東海アクシス看護専門学校 総務課）

〒437-0033 静岡県袋井市上田町 267 番地の 30

電話 0538-43-8111

FAX 0538-43-8122

メールアドレス axis@city.fukuoi.shizuoka.jp